

議案第94号関連資料

空家等対策の推進に関する特別措置法改正に伴う

明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という。)に合わせ、明石市空家等の適正な管理に関する条例(以下、「条例」という。)を平成27年5月に施行し、法及び条例に基づいた空家等対策を行っております。

この度、法改正により条例が引用している条項に移動が生じるため、条例の一部を改正しようとするものです。合わせて、法の再掲規定の新設等を行います。なお、改正法は令和5年6月14日に公布され、施行期日は公布の日から6か月以内とされています。

2 改正の概要

- (1) 法の条項移動に伴う規定の整備を行います。
- (2) 本条例は、条例で独自に定める規定に加え、法の関係規定を再掲し、条例を読むことだけで空き家施策の法的根拠が分かる構成としています。このため、改正法で新設された規定の内、空家等の適正な管理に関する規定について新たに条例に再掲します。

法改正による再掲規定の内容は次のとおりです。

<空家等の管理の確保>

- ① 放置すれば特定空家等になるおそれがあると認められる空家等を「管理不全空家等」として新たに位置付け、その所有者等に対して、国が提示した管理指針に即した措置を指導・勧告できることとなった。
- ② 所有者把握の円滑化として、電力会社等に所有者情報の提供を求めることが可能となった。

<特定空家等の除却等の円滑化>

- ① 状態の把握のため、特定空家等の所有者等に対する報告徴収権が付与された。
- ② 代執行の円滑化のため、緊急時の代執行制度が創設された。
- ③ 所有者不明及び緊急時の代執行費用の強制徴収が可能となった。
- ④ 市長に財産管理人の選任請求権が付与された。(民法上は利害関係者のみ請求可)

なお、法改正内容の詳細については、施行期日までに国から基本指針及びガイドライン等が示されることになっており、実務を行うにあたっては、当該基本指針等及び他市の動向を踏まえて方針等を検討し進めることとします。

3 施行期日

公布の日とする。